

国住経法第 52 号
令和 6 年 4 月 1 日

各都道府県知事 殿
各指定都市の長 殿

国土交通省住宅局長
(公 印 省 略)

「住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市町村長の証明事務の実施について」及び「住宅用家屋の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市町村長の証明事務の適切な実施について」の一部改正について

現在、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 72 条の 2、第 73 条、第 74 条、第 74 条の 2、第 74 条の 3 及び第 75 条に規定する住宅用家屋の所有権の保存登記等の税率の軽減の適用にあたっては、租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 41 条、第 42 条第 1 項若しくは第 2 項、第 42 条の 2、第 42 条の 2 の 2 第 1 項又は第 42 条の 2 の 3 の規定に基づき、市町村長等が当該家屋の証明を行うことが必要であり、その証明にあたって使用する各種書類の様式について、標記通知により定めているところです。

今般、「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）において「施行令 41 条及び 42 条 1 項に規定する要件の審査に係る市区町村の事務負担を軽減するため、宅地建物取引業者が発行する確認書を活用できることとし、その旨を地方公共団体及び宅地建物取引業の業界団体に令和 6 年中に通知する」とされたことを受け、国土交通省住宅局長通知（令和 6 年国住経法第 51 号）にて宅地建物取引業者が買主の入居見込みを証する確認書（「入居見込み確認書様式例」。以下「確認書」という。）が新たに創設されたところです。

これらを踏まえ、別紙のとおり、標記通知について、住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置を受けようとする個人が住宅の用に供することの確認の具体的方法につき、従来の申立書等の確認に代えて、宅地建物取引業者が、買主である当該個人の依頼を受けて当該家屋の取得に係る取引の代理又は媒介をした場合には、当該宅地建物取引業者が発行する確認書の確認でも足りることとする等の改正をすることとしましたので、十分留意するようお願いいたします。

本通知は、令和 6 年 7 月 1 日から適用します。

また、各都道府県におかれましては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市を除く。）に対しても本通知を周知いただくよう、お願いいたします。

改正の内容については、関係省庁とも協議済みであることを申し添えます。